

2010年5月25日

各 位

会 社 名 富士電機ホールディングス株式会社  
代 表 者 取締役社長 北澤 通宏  
(コード番号6504 東証・大証・名証第一部、福証)  
問合せ先 経営企画室長 日下 高  
TEL. 03-5435-7213

## 商号の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号の変更および定款の一部変更について、2010年6月24日開催予定の第134回定時株主総会で定款変更が承認されることを条件として実施することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社グループは「2009-2011年度 中期経営計画」において「エネルギー・環境事業への注力」、「ソリューションビジネスの強化」、「グローバル事業の拡大」を主要施策に掲げております。

これらの実行に当たっては「エネルギー・環境」の事業領域に経営リソースを集中させ、全体最適の観点から事業シナジーを追求し得るグループ経営体制の構築が必要であり、その具体的実行として当社は「エネルギー・環境」事業の中心的役割を担う100%子会社の富士電機システムズ株式会社との統合に向け準備を開始しております。

こうしたグループ経営体制の再編を今後、柔軟かつ機動的に行えるよう、現行定款における事業目的について、当社が子会社の事業を自ら営むことができるように変更するとともに、これに即した商号に変更するものとし、現行定款第1条（商号）および第2条（目的）につき所要の変更を行うものであります。

また、第1条の変更の効力発生日を2011年4月1日とする旨の附則を新設するものであります。

#### 2. 商号の変更

##### (1) 新商号（英文表記）

富士電機株式会社 (FUJI ELECTRIC CO., LTD.)

##### (2) 変更予定日

2011年4月1日

#### 3. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の内容

定款変更案の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第1条 当社は、<u>富士電機ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では <u>FUJI ELECTRIC HOLDINGS CO., LTD.</u> と称する。</p>	<p>(商 号) 第1条 当社は、<u>富士電機株式会社</u>と称し、英文では <u>FUJI ELECTRIC CO., LTD.</u> と称する。</p>
<p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>
<p><u>(1) 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することによるその会社の事業活動の支配・管理</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>①発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具、計測器、情報通信機械器具、電子応用機械器具、化学機械器具、医療用機械器具、電子部品・デバイス、メモリーデバイス及び事務用・サービス用・民生用電気機械器具並びにこれらを製造する装置の設計、製造、販売、保守、点検、修理、改造及び運転維持管理</p>	<p>(1) 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具、計測器、情報通信機械器具、電子応用機械器具、化学機械器具、医療用機械器具、電子部品・デバイス、メモリーデバイス及び事務用・サービス用・民生用電気機械器具並びにこれらを製造する装置の設計、製造、販売、保守、点検、修理、改造及び運転維持管理</p>
<p>②ソフトウェア業</p>	<p>(2) ソフトウェア業</p>
<p>③情報処理サービス業及び情報提供サービス業</p>	<p>(3) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業</p>
<p>④電気・ガス・熱供給業</p>	<p>(4) 電気・ガス・熱・<u>水</u>供給業</p>
<p>⑤<u>電気工事業、土木工事業、建築工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業、水道施設工事業、消防施設工事業及び清掃施設工事業</u></p>	<p>(5) <u>建設工事の設計、監理及び請負</u></p>
<p>⑥倉庫業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、荷造包装事業、損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険の募集業務、一般旅行業、宅地建物取引業、事務用機器・日用雑貨・飲食料品の販売、宿泊施設の経営、介護保険法による指定居宅サービス関連事業、印刷・製版・製本・複写及び出版、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業、人事・総務・財務・経理及びファクタリング業務の受託、総合リース業、金銭の貸付・投資及び金融業務、建築士事務所の経営</p>	<p>(6) 倉庫業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、荷造包装事業、損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険の募集業務、一般旅行業、宅地建物取引業、<u>不動産の賃貸及び管理</u>、事務用機器・日用雑貨・飲食料品の販売、宿泊施設の経営、介護保険法による指定居宅サービス関連事業、印刷・製版・製本・複写及び出版、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業、人事・総務・財務・経理及びファクタリング業務の受託、総合リース業、金銭の貸付・投資及び金融業務、建築士事務所の経営</p>
<p>⑦前①から⑥に関連する調査、研究開発、コンサルティング並びに知的財産権の取得、管理及び実施許諾</p>	<p>(7) 前(1)から(6)に関連する調査、研究開発、コンサルティング並びに知的財産権の取得、管理及び実施許諾</p>
<p>⑧前①から⑦に関連する一切の事業</p>	<p>(8) 前(1)から(7)の事業を営む会社及びこれに相当する<u>事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することによるその会社の事業活動の支配・管理</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(2) <u>前号に関する調査、研究開発、コンサルティング並びに知的財産権の取得、管理及び実施許諾</u>	(削 除)
(3) <u>不動産の賃貸及び管理</u>	(削 除)
(4) <u>前各号に関連する一切の事業</u>	(9) <u>前各号に関連する一切の事業</u>
(新 設)	<u>附 則</u> <u>第 1 条</u> <u>第 1 条の変更は、2011 年 4 月 1 日から実施する。</u> <u>第 2 条</u> <u>本附則は前条の実施期日をもってこれを削除する。</u>

(2) 日 程

定時株主総会開催予定日 : 2010 年 6 月 24 日

定款変更の効力発生予定日 : 2010 年 6 月 24 日

但し、商号に関する規定については、2011 年 4 月 1 日をもって実施

以 上